

ガイドライン運用面の見直し ワーキンググループ (環境社会配慮の方法)

その他議論：「送電線にかかる電磁場等新しい分野の取扱い」

「国内法とガイドラインに相違があった場合の対応」

「災害や事故が与える事業の影響」等

日時 平成26年12月5日（金）14:02～15:45

場所 JICA本部1階 111会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
田中 充	法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授
谷本 寿男	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 / 社会福祉法人 共働学舎 顧問
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
松下 和夫	京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニア・フェロー
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問 / 法政大学 国際文化学部 准教授

JICA

< 事務局 >

宮崎 桂	審査部 次長
山邊 卓	審査部 審査役
柿岡 直樹	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加治 貴	審査部 環境社会配慮監理課
松本 京子	審査部 環境社会配慮監理課

< オブザーバー >

上條 哲也	社会基盤・平和構築部 参事役
-------	----------------

午後2時02分開会

○柿岡 それでは、第7回運用面の見直しワーキンググループを始めさせていただきたいと思います。

本日は、作本主査に取りまとめていただくということでよろしく願いいたします。

○作本主査 皆さんお忙しいところお集まりありがとうございました。第7回目の見直しワーキンググループということで、開催させていただきます。

お手元の資料は合計三つですね。配慮の方法の1番と2番についてのものと、あともう一つはいただいているコメント、プラスあとばらばらで一つ谷本さんほか作本。

まず冒頭、何か事務局から追加することとか、理解する上で参考になるようなことがあれば教えてください。

○柿岡 ありがとうございます。特にこちらから追加ということはございませんが、本日は三つ議題がございます。「送電線にかかる電磁界の扱い」それから「国内法とガイドラインに相違があった場合の取扱い」最後に「災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応」とございますので、目安として最大でも各項目1時間以内、可能であれば全体通してもう少しコンパクトにできればいいかなと思っておりますが、まずは順番に送電線にかかる電磁界の扱いということから、差し支えなければ進めさせていただきたいと思っております。

進め方ですが、事前にお配りしている資料については、皆さんもう見ていただいているという前提のもとに、問題なければお配りしている、事前にいただいた質問とその回答からこのワーキンググループを進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○作本主査 はい。じゃ、そういうことで、今の事務局のほうからお話のとおり、もう直接このテーマに入っていくということにします。

一番最初の送電線にかかる電磁界の扱いという分野であります。よろしいでしょうか、谷本委員のほうからもう行っていただいて。

○谷本委員 はい、1番ですね。要するに下の作本委員のところなんかにも回答のところで書かれているWHOのファクトシートですか。これに基づいて説明をしてくださいということですね、JICAとしては。

○柿岡 はい。

○谷本委員 問題は、ですからJICAは自らは確認をしていないということ。これをきちんとやっぱり伝えるということが重要なんでしょうね。

以上です。これはこれで了解、わかりました。そういうことだということで。

○作本主査 じゃ、2番と3番4番5番ですか。このあたり作本なんです。大体今の谷本委員がおっしゃったことと同じで、やはり慎重に取り上げるべき分野であるということを感じております。

短期的な100uT、単位でマイクロテスラというんでしょうか、これについては身体

影響があると。だけど送電線下での20uTを長期にわたっても影響はないと断言できるほどの理解力というのは、恐らく我々にとってなかなか容易には到達できないんじゃないかという気がいたします。

長期という場合に短期と長期がありまして、短期は突発的に大きいこういうマイクロテスラが入れば身体障害が出ると言われておりますが、これがもし長期間というのは、10年の人もあれば、30年の子供もある。送電線の下あたりですか、一生暮らすような方もおられるし、体力あるいはその人の遺伝子じゃありませんけど、そういう性格によって影響を受けるものだと思います。そういう意味では曝露の度合いというのは違うかと思しますので、そこを今のWHO、私もこの報告書、短いのですよね、これで要約されたものをご覧になって、確かそのような表現ぶりが書いてあります。

いま一つ、5倍の強さの送電線の下だから、そこに何十年も、一生いても大丈夫かと言われると、さあ、それはちょっと確証がないというしかありません。ですから我々の範囲をむしろ超えているテーマであって、この委員の中ではむしろ、今日休んでおられますけれども、私もちょっと立ち話で聞いたんですが、塩田さんがこの分野でのいわゆる騒音・振動を含めて低周波考えるのかどうかということで学会報告されていきますので、彼から意見を聞くのがいいかなと。

彼に、私も前回のこの会議の後に聞きましたら、「お医者さんに聞け」と、このようなことを言われて。ただ学会の議論動向としてはいろいろ教えてはくれましたけれども。そういう意味での不安があるので、まずはやはり明確にFAQを今の段階で取り上げるのは世銀、ADBともやっていないので、やはり同じようなスタンスのほうが慎重かなという気がいたします。

4番のほうも同じでありまして、これと同時に前後してWHOのほうで238番、裏ページになりますが、4番の裏ページでありますけれども、「WHO環境保健クライテリア」という報告書が出ております。膨大なものであります、500ページぐらいあったかと思うんですが、それがベースになって、今、我々が使っているこのファクトシートという要約版が出ているような気がいたします。

私もこれを読んで、はっきり言って意味がわからないぐらい、ふだんの我々のスクーピングの報告書以上に厚いものだったんでありますけれども、いろんな事例は紹介されているけれども、これだというような表現をしていないどころか、ちょっと私も本当に拾い読みで恐縮なんですけれども、2ページ目の4のところであります、238の報告書の111ページでは、例えばこういうような表現を使っています。「疾患発生率の増加への妥当性はないと考えられ、メカニズムは同定できない」。ですから基本的には影響ないと言っているんだけど、「しかし」は私の言葉であります、「有害な健康影響の可能性は排除できない」。ですから長期間にわたって低い影響を受けた場合には、全くはありませんよとまでは言い切っていない箇所も散見されるんですね。

そういう意味では、やはり我々、この間ここでは予防原則というものは排除してはいるんですけれども、予防原則を強く主張する人たちというのは、有害化学物質であるとか、特にこの電磁波とか低周波とか、いわゆる科学的にまだ説明のつかないような分野については、予防原則的に安全に進んでくれないかということが、ある意味ではあうんの理解にもなっておりますので、ぜひここは慎重な態度で臨んでいただければと思います。

そんな意味では、5番のほうに入ってしまいますが、JICAさんがこれを支援すると。相手方の政府に、これは影響ないからということで支援するというような立場に一遍に立つということは、私はちょっと今どんなものなのかなということで感じております。

以上が私の5番までの。ご回答は理解しております。すみません、何かだらだらしゃべって。

○柿岡 1点補足するとすれば、5番目のご質問いただいた点です。積極的に支援するといった姿勢とコメントいただいておりますが、特に積極的にということは……

○作本主査 入っていません。私が入れたんです。意図的に入れたんです。

○柿岡 我々は科学的な知見という意味でWHOの情報以上のものは持ち合わせておりません。やはりそういったものを、受け売りというわけではないですけど専門的な検討を基に、今の現状を相手国政府に伝えるということをもって支援ということかとは思っておりますので、ご指摘のとおり限界があると理解しております。

○作本主査 そこを理解した上で違った見解があると。科学的には統一されたようなところまで至っていないということで、前提ということでの賛否両論があるということでの支援というふうに私はもちろん理解しております。そこは言葉をかえさせていただきます。

じゃ、5番まではそういうことで、6番の田中委員、7番含めてよろしく願います。

○田中委員 このファクトシートというのが、経産省や環境省、それからWHOの資料を引用しているということですね。私は、もしそういうことであれば、WHOのファクトシートによれば送電線事業における低周波電磁界は、ここでいえば健康上論点はないと書くのか、あるいは健康上問題ないと書いてしまうのかわからないけれども、ファクトシートによればそういうことだということを書いてはどうですか、というのが提案なんです。

つまりこうすることで、あらかじめこの問題について引き起こされる質問だとか疑問だとか、あるいはそういうことに対する争点に関して、JICAの基本的姿勢として、私どもは自分自身の知見は持っていないけれども、WHOではこういうことを言っているので、それを一応踏まえているということを書いたらどうでしょうかと、こういう話ですね。

それは、むしろ作本副委員長は自分のところの見解ではないので、少し慎重にしたらどうですかという話はあるかなと。そのスタンスもわからないわけではないんだけど、これまでファクトシートに書いてあることは、全てJICAが自ら実証を検証したことです。

○柿岡 WHOの検証結果をJICAが検証するというプロセスは行っておりません。

○田中委員 いやいや、だから電磁波の問題ですが。

○柿岡 繰り返しとなりますが、検証そのものは行っていないのですけれども、事実として今、専門的な検討結果を我々が活用しているということかと思います。

○田中委員 それは、例えば世銀ではこういう対処をしているので私どもはそれを参考にしている、ということはあると思うんですよ。だから、自分のところより専門的であったり、包括的な機関がそのようなことをやっているのをそれを参考にして対処している。あるいは取り扱い用に参考にしている。そういうものを書いたらどうですかというのが、ここでの6番のコメントの主旨ですね。

健康に支障がないレベルであるということを本当に書いたほうがいいかどうかというのは、ちょっと問題かと思いますが、つまりWHOファクトシートではこういうふうに書かれているので、これを踏まえて対応していきますとか、対応することとしています。何かそんなことを書いたらどうでしょうか、というのがここでの主旨です。

○作本主査 ありがとうございます。私のと違ってむしろ引用とか出典をつけるという感じで、それもいいことじゃないかなと私は思います。

○田中委員 このJICAの回答では、JICAのFAQとしては、WHOの話題なので慎重に判断したいということで、つまりこれはFAQには載せないということですか。

○柿岡 ご指摘のとおりでございます。

○作本主査 FAQを今回つくらないというのは今お話のとおりなんですけど、ただやはりJICAとしていろんな質問を受けることもあるでしょうね。そのときどういうスタンスで臨むかというときには、僕も田中委員と同じで、基本的にほかの国際機関等が、特にWHOという健康に関するところがそう言っていますというようなことで、議論の所在というか、責任の所在をそちらに振り向けるというのが大事なこともかもしれませんね。

○松下委員 JICAの9ページにある運用方針ですが、これについては私自身はこれで基本的に結構だと思うんですが、運用方針自体は今後どういう形で残されるか、あるいはどこかに記録しておくということになるんでしょうか。

○柿岡 この運用見直しの結果ということではなく……

○松下委員 今回の見直しの結果として出てきた運用方針は、最終的な取りまとめの段階ではどういうふうになるのか。ちょっと別のことを聞いているんですが。

○田中委員 今までだったらFAQのような形で残るということですね。

○作本主査 そうですね。形で残ったものは。

○松下委員 これまで一応議論で出ているのはFAQの改定版をつくるということと、それから今後の課題とか論点をリストアップするということは一応合意できていると思うんですが。

運用方針で従来とは違う、あるいは従来を再度確認したとか、そういうのが出てきた場合に、これをせっかく議論にしたわけですから何らかの形で生かしておく、残しておくことが必要だと思います。これ、今日決めなくてもいいと思うんですが、ちょっとそのあたり検討お願いしたいと思います。

○作本主査 何かそういう形での全体会議への出し方というか、今までFAQ中心でしたけれども、ちょっと形態が違っても議論をしましたよということで、到達点を、問題の所在を紹介して残していただくとありがたいですね。またゼロから始めるよりもずっとよろしいんじゃないかと思います。

じゃ、その方法等はそちらのほうでご検討いただければ。恐らくこの方針を、表題だけをかえて何か出していただけたらありがたいなという気がいたします。

ありがとうございます。それでは……

○谷本委員 一ついいですか。

○作本主査 ええ、皆さん委員のほうから、申しわけありません。ほかの方もよろしくをお願いします。

○谷本委員 非常に素朴な質問として、送電線の下は必ずクリアしますよね。何なんですか、あれは。45度にやるっていうふうに聞いているんですけどね。要するに鉄塔の倒壊、それから送電線そのものの断線、でもそれ以外に何か理由があるんじゃないですかね。下を全部必ずクリアして住宅はつくらせないという状態になっていますよね。

○宮崎 私も同じ質問を実は内部でしたことがあるんですが、日照権など、どれぐらいのものの、細かったりするので余り影響ないかもしれませんが、それで住居や作物に与える影響がある場合もあるというのがございます。あとは先ほど谷本委員が言われたようなことではないかというふうに思います。

○谷本委員 ああいうことをやることで、邪推ですけども、住民の人たちは何か影響あるんじゃないか、健康のね、と私は逆にそのように想像してきて、どうなんだろう。今回いい勉強させてもらったなと思っているんですね。

○作本主査 今、谷本委員が、むしろそうやって三角に伸ばすから影響がないんだ、十分に予防しているんだろうと言うのかと思ったら、結論が、話の流れが違ったので。

○谷本委員 いやいや、私は予防されていると思っていたんですよ、今までは。ところが今回こういうお話を聞いて、なるほどそういうことなんだ、影響はないんだと。じゃ、別の理由でクリアランスをかけるんだなというふうに理解をしました。

ところが住民の人たちにとっては、やはり何かあるんだらうという、当然、疑念は出てきますよねと。するといろんな話が横から出てきて、やっぱり電磁界の影響があ

るんじゃないかというようなことに結びつくと思って。別にこれは質問でも何でもなくて、改めて確認をしましたということで、そういう話なんですけど。

○松本委員 すみません。今のを勘案すると、このODAの場合、線下補償ってあるんですか。そもそも私は自分のところの土地にあるので、電力会社から毎年、線下補償をもらっているんですけど。線下補償というのは使っているんですか。

○柿岡 恐らく国によって規定が存在すると考えられます。ライトオブウェイとしてその敷地を確保する場合と、しない場合と、恐らく国によってルールが異なっているのではないかと思います。

○作本主査 私もかつて環境省の仕事でこれを調べたことがあるので。予防原則の関係で。そしたらこの電磁波の問題を海外の裁判所が予防原則の立場からストップをかけたという。見つかって、ほかの人から本当に適用したのかどうかって、そう言われたことがあったんですけども。ちょっと微妙な、いろいろとわからないことが多いテーマですよ。

○谷本委員 日本は電力会社の用地にしているんじゃないですか。下は。

○作本主査 いや、必ずしもそうじゃないです。

○谷本委員 必ずしもそうじゃないですか。

○作本主査 頼んで、借りて。

○谷本委員 買い取っているわけじゃなくて。

○作本主査 土地を、森林の一部を、木を切ってどうぞ使ってくださいと提供していたりするんですよ。

○谷本委員 建物を建てるという制限はかけていますよね、下は。公園とかそういうふうな対応をしていますよね。

○作本主査 鉄塔だけ。しかも山の中の鉄塔だけです。

○谷本委員 わかりました。結構です。いい勉強になりました。

○作本主査 よろしいでしょうか。今の結局この1番目の送電線にかかる電磁界の扱いは以上のような意見交換を行ったということでよろしいですか。一区切りということで。何かあれば。

○松本委員 これ全体会議にはどういうふうに報告されるんですか。

○作本主査 今の、先ほどのあれですけど。

○柿岡 特にFAQもございませんし、それから主要な提言がなければ議論をした結果まとめたものもないということになるのは、これまで例がなかったのですけども。

○作本主査 先ほどこのJICAの運用方針で、9ページ目のこれに近いような形で出していただけるとなると、この内容については皆さんよろしいですか。これに近いものが恐らく出ますよね、報告というか材料というか。全体会議に出される場合。これらの項目について、例えば字句含めてちょっと直していただきたいとかってあれば。私はまず最初のチェックの「確認した」という、これがちょっと。「WHOによればこう

である」ぐらいのところのほうが、伝文にしたほうがいいかなと思うんですけども。

○谷本委員 これはJICAがしたとなりますよね。

○作本主査 うん、JICAが自分でもやったよということに。

○谷本委員 だから、「言われている」とか、「確認されている」とか、何かそういう言葉にしたほうがここはいいと思いますね。

○作本主査 どうでしょう、ほかの項目について。ちょっとこの9ページ目のこの運用方針となるものが、恐らく参考程度に全体会議に出してもらえるとうれしいなと思うんですけども。

あと一番下ののところも、例えばWHO等の資料を参考にとかということで、責任の所在を当面は向こうにかわしておくということかなと思います。「支援する」というところ、「支援または準備する」とか。「対応する」とか何か。どういう表現がいいのかわからないんですけども、最後はお任せしますが、もしそんなような文面だったら、皆さんいかがでしょうか。これで。

○田中委員 9ページ目の二つ目の項目出しですよ。だから環境社会配慮の項目としては追加をしない。それはそれでいいと思いますが、あと委員からWGの、検討の際にその項目を追加したらどうかという提案が過去に出された記憶があるんですよ。

つまりスコーピング段階で、こういう項目を考えたらどうかということで、多分入った例もあるんじゃないかと思うんです。ないですか、調べてみませんでした？何か大規模な送電線事業では、今までそのような例があったと思いますが、あるいは発電所に伴う事業でしたか。

だから、そういう取り扱いの際にこれが一つのガイドラインになるといいですか、目安になるということですよ。今回のこの検討結果が。9ページのこのことは、もしワーキングとして一応、こういうことがいいかどうかあれですが、成果として何か示すことが必要じゃないでしょうか。助言委員会に対してね。

○谷本委員 どこかの国ので、何か議論しましたね。覚えています、何か。

○田中委員 ええ、覚えています。

○谷本委員 ありましたね。そこのところかなり集中して。どこだったかな、2～3年前かな。

○宮崎 最近ではタンザニアの送電線で、こういう電磁場による健康影響を確認項目にするかどうか整理する必要があるという話が出てきておりまして、それが今回整理するもととなっております。

○田中委員 何かあったね。これがそのきっかけになりましたね。

○宮崎 昔もあったということでしょうか。

○田中委員 ええ、昔もあったんです。

○谷本委員 昔もあったんですが、それはタンザニアからケニアへの送電線でしょ。

○宮崎 はい、そうです。

- 谷本委員 その前にあった。
- 田中委員 前にもあった。ええ。
- 谷本委員 ねえ、あったと思います。
- 宮崎 わかりました。調べておきます。
- 田中委員 人体影響、環境影響に関して確かにグレーで、国内の事例ですが、住民の意見でよく聞くのは、携帯電話の基地が町の中に建つといろんな強い電磁波が出るので心配だということで、結構反対する住民の根拠の一つになるんですよ。ちょっと脱線しちゃいましたけどね。
- 作本主査 ありがとうございます。そういう私も考えというか、きっかけでこのテーマを出していただいているということがわかりましたので、ありがとうございます。
- 柿岡 では、全体会合ではこの運用方針を修正したことをご紹介ということでよろしいでしょうか。
- 田中委員 確認しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。共通事項としてね。
- 柿岡 ではその前に一応修正案を確認させていただきまして、全体会合でそれをご紹介することとします。これまでのFAQ、将来的な提言みたいなものとは異なるかもしれないかもしれませんが、そのような形で。
- 作本主査 そういう形の提出物をもしお願いできたらありがたいです。
それでは、今のこの最初のテーマについてはこれでよろしいですか。
- はい、じゃ、二つ目のテーマのほうに入らせていただきます。次は「国内法とガイドラインの相違があった場合の取扱い」ということで、今いただいている同じホチキスでとめたコメント、質問用紙の2枚目になりますが、こちらのほうに直接入らせていただきます。谷本委員から三つほど出ておりますので順次お願いします。
- 谷本委員 ちょっと事前に回答を全部読ませていただいて、私自身は理解ができたというか、確に対応は難しいとは思いますが、一番上は大きなという、大きな乖離ということですね。ですから素朴に小さな乖離はどうするのかと思って。この辺はうまく表現を、乖離がある場合は特に大きなというような形にするとか、ちょっと文言上が最初から大きな乖離というところからスタートしているので、こういう質問をさせていただきました。
- これはですから、ガイドラインそのものの書きぶりに対応していますので、将来的な話ではないかなとは思っていますけれども、一応1番はそういうことで、回答がどうのこうのというあれはありません。
- それから2番目は、これ、田中委員も出されていたのかな。具体例が少し何かあったほうがわかりやすいんじゃないかというふうなことで、こういうコメントをしました。何らかの形で具体例というんですか、例示をするというのもやはり説得材料にはなると思います。
- それから3番目は言葉のことです。「勘案する」というのは、よく我々日常生活でも

使いますけれども、非常に曖昧なというか、何だろうなと思って、ちょっとこういう質問をしました。「尊重し得る」とか、何かもう少し言葉の使い方があっていいんじゃないかなということで。これは決してどうのこうのと大きな問題ではないかもしれません。

一応あれで、二宮委員のほうの話に行ってください。

○作本主査 この勘案という言葉はガイドラインの中で使っているんですね。

○谷本委員 使っている。

○作本主査 勘案ってどういう意味ですか、日本語で。メインには入れないけれども、あわせて配慮するという感じですか。

○谷本委員 何か主体的な表現という気がしないんですね。確かにほかのワーキンググループ、ほかのところでもこの言葉が出てきて、私、取り上げた記憶があるんですけどね。何か主体的にやろうという表現じゃなくて、何かついでに的なニュアンスがとれるものですから。

○作本主査 もうちょっとわかりやすい言葉だと、こちらのほうが適当でないかと明確な案の。何も書いてくださいということじゃありませんけれども、ガイドラインの改正は今入っていませんから。何か適当な言葉ではどういうことになるんでしょうね。含めて検討するとか、何かもうちょっと強い、いい言葉が皆さん方であれば。

じゃ、勘案という言葉がちょっとそぐわないというぐらいの意見ということでよろしいでしょうか。

○柿岡 すみません、将来的な提案ということで、勘案するという言葉がわかりにくいのでということを……

○作本主査 例えばこういうような表現にというぐらいの具体的な……これまたゼロから将来の人も考えたらどうしてだろうとなっちゃいますから。何かいい言葉ないですかね、我々が伝えたい。勘案というついでにという感じですよ、意味合いとしては。含めて考えるという、何かいい言葉があればそれを例えば候補として。

○松下委員 配慮するとか、考慮する。

○松本委員 具体的にはどこにある文言でしたっけ。

○二宮委員 下から2行目の。

○松本委員 いや、ガイドラインの。

○作本主査 ガイドライン上？

○松本委員 FAQ上ですか。

○宮崎 ガイドライン上、9ページ目の2.8.1の2にございまして、社会的制度的な条件を勘案すればという。これを引用してFAQにしているのだと思います。

○松本委員 “are to attempt to hold discussions” というところだ。勘案して。

英語がすごく短い。

○作本主査 英語は何て使っているんですか。

- 松本委員 条件を勘案すれば……
 - 作本主査 例えばの案でいい言葉があるといいですね。
 - 松本委員 勘案という言葉、英語にはないですね。“avoid or minimize impacts on the social and institutional conditions of project sites”で、全く勘案していないですね。社会的制度的な条件への影響を回避または最小化すると。
 - 宮崎 勘案するという文言を探し出してここだったのですが、ぴったり国内法等とのギャップの箇所ではありませんね。すみません、どんぴしゃりここを見たらいいというところではないかもしれません。
 - 柿岡 もしも、勘案するという言葉、FAQのみになりますので、このFAQの勘案するという言葉を別の言葉に置きかえるということは、あり得るかとは思います。
 - 作本主査 どうですか。今の事務局から出されたこと。この言葉を置きかえたらというんですが、何か。
 - 谷本委員 何か役所言葉ですよ。
 - 二宮委員 勘案という言葉もそうなんですけど、多分この文章全体がいま一つちょっとわかりにくいなと私も感じたのは、こういう質問をもしFAQで一般の方とかがされたときのその根拠みたいのを考えると、やっぱり両方のルールが違うときにどういうふうにこちら側の考えを相手に理解してもらって、向こうにはそんなルールがないんだけれども、それを一緒に実現していくかという非常に本質的なところだと思うので、一番最後にさっき谷本先生がおっしゃるように、一文これがついてると、「何となく、だけどできないこともいろいろあるので」というふうに言っているような感じがするので。
- これを最後に一文だけつけるのではなくて、何かここで言いたいことを含んで全体の文章の中に潜り込ませたほうが、意味は変わらないのかもしれないんですけど、より誠実なアンサーになるんじゃないかなという気が、印象としてはしました。多分この質問をした人に対する答えとしては、質問した人はほとんど納得できないというか、余りうれしくない答えのような気はしましたけれども。
- 作本主査 今、ちょっと「含めて」という言葉が出ましたね。そうした状況を含めて検討するとかって、そっちのほうが強いですかね。今の含めてというのが近いかなと思うんですけども。このあたりは、じゃ、事務局のほうで適当な言葉を。勘案というと、やっぱり先ほどの説明じゃないですけど、谷本委員の、役所言葉で責任の所在がどこかへ飛んじやうという雰囲気がありますよね。
- それじゃ、ありがとうございます。
- では、次の4番から二宮委員のご意見が二つありますので、よろしくお願いします。
- 二宮委員 私もこれは1番の意見と同じで、乖離という言葉が非常に大きいので、もう少し、まさに今の2番目のFAQの質問者の人が、質問に対する回答としてももう少しわかりやすい回答にならないかなと思ひまして、こういう話をしましたが。

1番のところで、小さな乖離への対応に対する谷本先生のご質問で、ご指摘のとおりであるというご回答なので、大きい、小さいと分けて表現するという意味ではないんですか。ご指摘のとおりだけど、このFAQの表現は変えないという。多分その答えは私の4番の答えにもなると思うんです。4番の答えでは、大きな乖離で包含しているんだから変えないということになる。何かちょっと答えの中身が違うような気がするんですけど。

私の場合は大きいと小さいというふうに分けてというよりも、乖離の中身というか、乖離の仕方に多少違いがあるだろうからということで質問をしたんですけど。多分これを細かく分けてFAQに書くということはちょっと難しいというか、言葉も多くなるとは思いますけれども。こういう、例えば今までやってきて典型的に出ているようなケースがあったりした場合には、何かそういうことを、数行で済むような表現でおさめるようなことであつたら載せると非常に具体性が増すかなという気がしました。

そのもとにある考え方は、さきほど少し申し上げたように、やっぱり統治主体が違う二つのドナーとレシピアントの間のギャップを埋めようとするのがこのガイドラインで、違うルールのもとで共通の認識で環境社会配慮をやろうとしているわけですから、やっぱりここに最後に、次の5のところで書いた、向こうの当事者の方のいろんな戸惑いみたいなものが出ていて、どんな戸惑いがあるって、それをどういうふうに克服してきたかというのは、FAQ上というよりも、むしろこのガイドラインをこれから評価していく上で大事な事かなと個人的には思っているものですから。

実はここの2番目の相違があつた場合の対応というのは、そういう意味では多分今までかかわってきた、私も見てきた中では、多分この部分で大きなトラブルが起きたりはしていないと思うんですね。すごく丁寧にコミュニケーションしていただいて、そんなに大きく表に出てきていないんだけど、でもその中には多分コンサルさんのご苦労、調査団の方のご苦労とか、こういうふうにコミュニケーションして、こういうふうに克服したというのがあると思うので、そんなのは何か拾い上げて整理しておくとか後々いいのではないかなというふうに思いまして、こういうふうに聞きました。

○柿岡 ありがとうございます。特に二宮委員ご指摘のとおり、この4番目では大きい、小さいということをご説明したかったということではなく、多様な影響がある。それに対していろいろな方法でこれまでアプローチしているということもありますので、具体的な例をこのFAQの中でわかりやすく説明するというのはなかなか現実的に難しいのではないかと。結局ケースバイケースで対応していると言ってしまうと一言で終わることかもしれないのですが、こういった中では現状との大きな乖離という、ここだけをという意味ではなく、乖離がないことを確認するというこの枠の中でご説明申し上げたかったというのが主旨となりまして、大小ということではありません。

○宮崎 これも中で話したんですが、要はここで完全に乖離がないと書いてしまえば、世銀のセーフガードポリシーと全く同じじゃなければいけないということにな

るわけですね。それではJICAという主体としてどうかということもありますし、世銀のガイドラインのほうが緩いということは余りないかもしれませんが、厳しい場合も緩い場合も考えられるわけですので、やはりそれは適切にその案件や相手によって乖離がないように努めているというのが実態だと思うんです。

ここで何か大きなとか小さなとか何も入れないと、繰り返しになりますが、全く乖離がないことにしなければいけないことになってしまいますので、それは余りよろしくないということで、こういう形容詞が入っているのだと理解しております。

具体的に事例を示したほうがわかりやすいんじゃないかということについてですが、実際は皆様がワーキンググループに出られますとギャップアナリシスが必ずなされていますので、実態的にはそれをほかの案件等見ていただければ、一般市民の方々があのFAQを頻繁に見るとも思えませんし、そこはほかの事例を見ていただければある程度ご理解いただける、必ずしもFAQには残さなくてもいいのではないかと中では話し合った次第です。

○二宮委員 FAQに残すということは、多分そこまでこだわる必要はないと思うんですけど、例えば欄外で整理している状況の中に、乖離の具体的な、乖離の仕方みたいな、克服していったプロセスみたいなものをどこかで整理していくことですね。課題として残してもらえるといいかなというふうに思います。専門的な関心になるかもしれないですけども、僕は個人的に関心があるので、そういうのが資料としてであると非常に、どういうふうにガイドラインが機能しているのかということを考える上では非常に大事な資料になると。意外と大事な肝の部分のような気が個人的にはしています。

やっぱり国内法で環境社会配慮に対する言及がない場合は対応が難しいと、向こう側のカウンターパートの方がおっしゃっていて、最終的には国にそういうルールがないのに無理やりやる必要がないとも言えるわけですね。それはやっぱりやる必要がありますよと言って説得してやるわけですからね。これは大きな関係性で、そういうものを構築していくことも一つの実績とか財産になって、JICAがやればできるけど、ほかの国がやったらできないみたいな話になっていくんだと思うのでということです。

だから環境社会配慮の手続を粛々と続けていく上では、そのような情報を整理するという作業はエクストラのワークになるかもしれませんが、そこはどうしてもということじゃないんですけれども、ベースにある問題意識というのはそういうことで。だから4も5もそういう意味では似たような意味でのコメントだったんですけれども。ですからFAQの中でという意味では特にご回答のとおりで了解いたしました。

○作本主査 FAQの文言としてはよろしいですか、この大きなというのは。

○二宮委員 そうですね、ちょっと気になるのは、先ほど谷本先生がおっしゃったときに申し上げた2番目のところの一番最後の一文はちょっととってつけたような感じがするので、変えるとしたらここかなと思ったんですが。これもでも実際には状況によ

って決まったルールを厳密に当てはめるということはできませんということをお願いしたいんだと思うので、何らかのソフトに潜り込ませるともうちょっとスムーズな文章になるかなという気はしましたが。私の4と5のところについては、特にそのことで変えるということの要求はございません。

○作本主査 まだちょっとご質問ある方もおられるかと思うんですが、田中委員の質問をまず出していただいてからまた全体で。

○田中委員 私のほうは、先ほども谷本委員からお話が出ている、事例があるかどうかということですよ。結局、相手側に働きかけを行うとか、確認するとかいうことがどこまで、つまりギャップがあって、JICAとしてはこの水準を確保したいと思う。そのように要請はすると。しかし相手は相手の事情、国内法や国内ルールがあるのでこのレベルでとまる。そういうときに、それを埋めてくださいねというのはどこまで確保するんですか。実際、確保できなかった場合、何か強制的なというか、それを強く進める措置はありますかという質問なんです。結局、このことについてはないんだね。ないということですよ、これ。

○柿岡 事例という意味では、はい。ご指摘いただいた6番、7番ともに事例という意味では把握していないということになります。

○田中委員 だから事例としてないということは、きちんと確保されてきたという認識なんでしょうか、そういうJICA側の水準は。

○柿岡 そうですね。そう理解して合意締結していると。そう理解しています。

○田中委員 よくあるというか、私が知っている例では、例えばODA等で、機器の供与であるとか、研修トレーニングはするんだけど、結局そういうものが終わるとある種、機器そのものが稼働するにはやっぱり技術的に難しいとか、コストがかかるとか、メンテナンスが大変だということで、よくとまってしまう例など、例えば発電所とか事例があったり、読んだことがあるんです。それは多分、国内のルールというか、水準の話だと思うんですけどね。

つまりギャップがあることは、乖離があることはわかりますし、それからそれを埋めるような努力をすることは必要だと思うんですが、実際にそのフォローアップというんですか、どこまでできますかという課題の認識があって、それでこのような質問をさせていただきました。

○作本主査 ありがとうございます。7番も同じようによろしいですか。

○田中委員 そうですね、はい。

○作本主査 大体皆さん、僕も同じなんですけれども、この乖離の問題というのは、我々は、JICAさんとはというか、お金を出す側だから、よりより水準を使って適用しているだろうと当然のように思っているんですけれども、相手の国は相手の国の事情がありますよね。例えば土地を買収する場合の補償額だって、例えばADBの額とJICAさんの額で違ったなんていうのも、昔、カンボジアの事例で教えてもらったことがあ

るんですけれども。

そういうようなギャップというのは、恐らくJICAさんが今まで埋めてこられたから、あるいは環境によりよいガイドラインを持っておられたから今までやってこられたかと思うんですけど。僕自身は、途上国はこれから自分でガイドラインをつくって、自分の国の考え方でマネージしてどこが悪いかという、そういう主張が開発主義も出ていますし、恐らくそちらのほうが強くなってくると思うんですね。

先ほど宮崎さんがおっしゃったように、より高いものも低いものもあるって、そういうばらつき状態がこれから将来出てくるかと思う。これはASEAN wayじゃないけれども、自分らのやり方なんだという主張が出てきたときに、さっきの文化なんかが違うとかいうようなことで言われた場合に、そこにどういう働きかけに努めるというようなところが精いっぱいできるところになるんじゃないのかなという気がするんですよね。以前に長瀬さんに聞いたときには、世銀等も議論しているからそちらを見ながらやりますよというようなお話を聞いたことがあるんですけれども。

○松本委員 ただ、カントリーシステムをつくるにしても、使うにしても、このギャップアナリシスは重要ですよ。つまりカントリーシステムを使う大前提はギャップがない……

○作本主査 という前提ですか。

○松本委員 ですから、今の段階では。なので、現実には今もいろいろと見ましたが、やっぱりかなりちゃんとしたギャップアナリシスだと思いますし、もしやるとすればこれでギャップは埋められているというのが本当かどうかという疑問はありますが、でもそれは多分プロジェクトごとのワーキンググループで議論することで、なかなかこのFAQの文言では対応できないんじゃないかなと私自身は思って、コメントはしていないんですけど。

○作本主査 今、松本委員がおっしゃったギャップアナリシスというのは、これから議論深めていかなきゃいけないですね。事例を積み重ねて。

○松本委員 すごい大事だと思います。仮にカントリーシステムを使うなら、もっと重要になってくるのはこのギャップアナリシスだと思うんですね。

○作本主査 ありがとうございます。委員の方、何かありますか、ご意見等。今のFAQを残すという形でよろしいですか。最後の勘案するの文言以外、大きなこのままの用語使いでよろしいですか。

○柿岡 では、FAQの二つ目の特に末尾で、勘案するというのを、先ほど作本委員からいただいた「含めて検討する」といった主旨で修正をすることで検討いたします。

○作本主査 よろしいかと思いますね。ほかにご意見なければ、これで二つ目の点もよろしいですか。

○松本委員 これ必要なんですかね、「ただし」って。そもそも上で、背景、理由等を確認するとか、要するに丸々全部じゃないよということは上を見ればわかるような

気がして、これをわざわざ書かなきゃいけないんですかね。

○谷本委員 そこね。何かつけ足しというか、逃げ道かな。悪い言い方をすれば。

○松本委員 背景、理由を確認するし、必要に応じて対応策は確認するし。何かちゃんと保険をかけておきながら最後にまた、「ただし」みたいな。

○谷本委員 これ、いらんんじゃないですかね、この4行というか。「ただし」以降は。

○松本委員 なくても当然それを含んでいることは議論の余地がないようにも思うんですけど。

○柿岡 では、取ることも含めて修正するというので、一度確認をさせていただきたいと思います。

○作本主査 ないほうがむしろさっぱりして、考え方は広さを持っているよということとでいけるかもしれないですね。今のご意見ありがとうございます。

じゃ、この二つ目のテーマ、これでよろしいですか。いただいているコメント等。何かあれば。

○松下委員 最後のJICAの運用方針ですが、もしFAQを変更するのであれば、最後の「なお」以下を落としたほうがいい。

○作本主査 同じようなことを松下委員がおっしゃいましたが、一番最後のページの、スライド何番目になるんでしょう、7番ですね。二つ目のマスの「なおJICAの既存FAQの文言は変更しない」。これもいらないと。いかがかというご意見なんですが。

○松下委員 もし変更するのであれば。

○作本主査 あっ、今の連動しているわけですね、わかりました。変える場合には、変更しませんという言葉がおかしくなりますので、つじつまを合わせるということで。わかりました。ありがとうございます。これで二つ目は終わりということにいたします。

じゃ、三つ目のテーマですね、「災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応」というテーマに移らせていただきます。ホチキスでとめた3枚目の紙でしょうか。四つのコメントと質問等が出ておりますので、申しわけありませんが、谷本委員のほうからどのような主旨かということ。

○谷本委員 1と4は私が出しまして、1番目は、災害はもう自然現象に基づくものということですね。事故は人為的なという、これできちんと明確に区分をしている、そう理解していいんですねということが1番目ですね。そのようにきちんと書かれているということであれば、それでいいと思います。

○作本主査 ありがとうございます。どういたしましょう、先に二宮委員のほうでよろしいですか。あるいは4番のほう。

○谷本委員 4番は、要するに地震等ということなので、災害はもっと、それこそ今年日本を襲ったいろんな災害が異常気象に基づくことを考えながらも、地震だけでいい

のかなということを考えて。

それで、じゃ、先に行かせていただいて。一番最後のスライドの8ページ目のところの地震の災害防止の主体というところで、詳細設計時だけに書かれていると。事故防止の場合は三つあると。施工時も供用時も。これ災害の場合も施行、供用のところを加えたらどうなんだろう。あるいはなぜ加えないのかということで、こういう質問をさせていただきました。

回答は、人為的なものじゃないから、自然のものであればそれは詳細設計のところだけで対応できるんだというふうなお考えだということなので、一応そうなんだというふうに理解をしました。まだ議論はあると思いますけれども、これは後ほどまたみんなでやればいいと思います。

一応、私、1番と4番は終わらせていただきます。

○作本主査 ありがとうございます。今、谷本委員から私も触発されたんですけども、施工時と供用時には自然災害の場合には問題がないというか、この図式というのは。

私、今とっさに思い出したんですが、福島の方で幼児を乗ったバスがありましたよね。ちょうど津波の場所の方に向かって行くと。だけどそのバス会社が携帯電話か何かで津波の予知ができるような連絡網を持っていたとしたら、子供たちはそっちに向かわないで済んだとありましたけど、地震のこれと今ダブって思いついたんですけど。あり得ないでしょうね、施工、供用。

○二宮委員 何かが起きたときの対応は災害も事故も同じだと思うんです。災害は一つの発生の要因、事故が起きる要因でしかなくて、だから基本的には余り分けて考える必要はない。もちろん災害は天災なので、事故というのは人災という意味なのかもしれないですけども。災害によって起きるにしても、何か人間のミスによって結果として起きるにしても、共通するのはさまざまな環境に対する負荷だとか、地域の人たちの暮らしに対する負荷ということになりますから、分けて書いてもいいですけど、その辺の共通するところはきちっと共通して書いておいたほうがいいと思いますけど。

○作本主査 これはFAQをつくらないということでありまして、考え方の整理として今回の東北地震なんかとまざっているわけですよ。どこまでが自然起因かどうかというのはわからないことも多いかと思うんですが。かと言って一緒にしてしまうのもどうなのか判断つけがたいんですけども。いかがですかね、ほかの委員の方。

○柿岡 すみません。我々考えている中で一番キーとなっているのが、ガイドラインの2ページ目6番目にある環境影響評価の定義です。「プロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定する」ことを環境影響評価ということから、プロジェクトが与えるのは何なのかということで今回絞り込みをさせていただいております。

その意味で、天災といいますか、災害というのは「プロジェクトが」という概念が

ら超えてしまう、環境影響評価という概念を超えてしまうのではないかと考えています。対象外というのは、配付している資料のスライドでいきますと6ページ目となります。

ただし、何もやらないのかという観点でいきますと、予防策という点で技術面から確認、対応策はできるだろうと。どのぐらい地震等の自然災害等にも耐えられるかといったことを検討するのは、これは設計段階で運用面も含めて長期的に検討するものではないかと考え、この6枚目のスライドの下部分を書かせていただいております。

最後の9ページ目のスライドで、なぜ詳細設計時しかないのかというのは、設計段階で運用面も含めて検討し、できることはこの段階で検討すると考えました。逆にできない場合は、この施設そのものがないのではないかと考え、地震等の災害防止の主体はこの詳細設計時のみを主体者としたという経緯がございます。

なお、事故につきましては、プロジェクトが与える影響になり得るのではないかと、ということで、7ページ目のスライドになります。こちらについてはチェックリストにも一部、労働環境というところもございすけれども、詳細設計時、施工時、供用時で段階的に事故防止の主体者がかわることも含め、押さえるべきだろうということで、3段階に分けて書いています。

○松本委員 お話を伺ってちゃんとのみ込めたんですが、例えばよくあるのは大規模の水力発電所、ダムをつくる時に断層の上にあると。耐水が非常に大きい場合、地震を誘発するのではないかと議論はこれまでも世銀のプロジェクトの中では幾つもあったことなんですが、今のご説明だと、それは、じゃ、含まれますか。災害の。

○田中委員 今、松本委員の指摘はダムによって地震が誘発される例ですね。

○松本委員 ええ。

○田中委員 ああ、そういうの聞くね。

○松本委員 現実にはあるんですけど。

○宮崎 そういうのを避ける、詳細設計段階で本来は。

○松本委員 まず代替案のところから必要ですよ。

○宮崎 そこで避けられているはずと中で話していたんですけども、そういう事例があった場合には。この8ページの段階まで行く前にもう排除されているはずではないかと。

○田中委員 SEAなんかやると、そういうことになるんですよ。立地場所の選定の段階で本来そういう検討が行われる。

○宮崎 そうですね。

○田中委員 今のお話を引き取れば、災害リスクにつながるような、あるいは災害リスクを増大させるような場所は避けるというのはあると思うんですよ。だから確かに人災と天災と分けるということで、自然災害なんですけど、自然災害の遠因になる可能性があるわけですね、存在そのものが。そういうのをどう考えるかとなるんですよ。

環境影響評価というのはリスク評価みたいな感じになるんですね。リスクの評価ですね。

○宮崎 確かに活断層がもうできてしまった。発電所ができてしまった後に、その下を活断層が通っていることがわかったりした場合は、おっしゃるとおりもしかしたらこの供用時の段階でもプロジェクト自体が災害を誘発する原因になるということは確かにあるかもしれませんが、非常にレアケースなのかなという気はいたします。通常はもう活断層がそこを通っているから、そこにはそういった大きな構造物をつくらない、地震を誘発するような発電所類はつくらないという発想で排除されているはずというふうに理解をしております。

○松本委員 現実は大丈夫であろうとつくるんですよ。排除じゃない方向に行くんです、大体は。断層はあるけど大丈夫だと。でもやっぱり気にしている人たちは本当に大丈夫かと。例えば地震の回数とか、そういうものをちゃんとモニターするべきであるとか、いろんなことは言っているけど。トルコだったかな、ちょっと僕も数年前の話なんで覚えていないんですけども。実際はつくっちゃう分あるんですよ、あとのほうが。ごめんなさい、僕もちゃんとこれをのみ込めていなかったのも、今、そうかこういう議論かと思って、ちょっと後出しみたいな議論で申しわけないんですけど。

○宮崎 ただ誘発までするかということですよ。たまたま活断層の上にできてしまっていてという場合はあるかもしれませんが、その発電所で発電している行為でもって地震を誘発するところまでプロジェクトが……

○松本委員 いや、湛水ではあるんですよ。

○作本主査 インドネシアのシドアルジョ、まさにそうですよ。インドネシアの地元のガス会社ですけど、私もあちこちで調べてきたんですが、やはり利益追求型で、ケーシングという支え棒を手抜きしたと。それによって火山、熱くない火山泥ですけど、これが何年にもわたって何千世帯か立ち退かせ、田んぼも何もみんなやられてしまったという、今、起こっています。

○宮崎 今おっしゃったのは、手抜きしたとおっしゃいましたですね。

○作本主査 手抜きは科学者の批判などで予想されますけど断定できないですね。だから人災の。それは誰もイエスとは言わないので。

○宮崎 手抜きだとすれば詳細設計時に。

○作本主査 (民間による事業ですが) 500キロメートル離れたところの火山が噴火したから、そのせいだというのを言う人もいますけど。

○宮崎 なるほど。

○田中委員 つまりダムの話は、私の理解しているのはこういう話なんですね。ダムって非常に膨大な貯水量を溜めるじゃないですか、そうすると非常に重い加重、圧力がかかるわけです。そこで軟弱な地盤とか、あるいは敏感な断層なんかがあるとそれによって惹起されると。したがって、ちょっとした揺れに対して増幅して大きな災害

につながる。だから本来大量の水を溜めるべきでないところに人為的に溜めることが、ある種の自然災害を引き起こすリスクを高めることになる。そこで反対するというケースがあるんですね。反対論の一つに。

○松本委員 ダム誘発地震。

○田中委員 そうそう、誘発地震。

○松本委員 それは普通に出てきますよね。

○田中委員 地震というのは同じ自然災害なんですけど、ということです。それからもう一つの事例は、例えば橋をつくります。河川の中に構造物をつくる、これ水害につながるわけですね。水害そのものは確かに自然災害なんだけれども、その被害や影響の程度がより深刻化することはあるわけですね。それは施設の存在そのものが災害の程度を広げるという例です。そういうものを評価しなくていいかということになりますね。必ずしも自然災害だからここでは扱いません、というふうには、僕はできないんじゃないかと思っていて、そういう観点からの意見なんです。

○松本委員 定義が難しいんですね。社会影響の一部なのか、災害なのかというのはちょっとまた難しいんですけども、実例としてはありますよね。増水や川の流れが変わることによって、河川敷の利用でそこで水があふれてしまってというのは。ただ社会影響といえば社会影響だし、災害といえば災害という。

○加治 我々の解釈だと、柿岡が説明したとおり事故は我々が起こすもので、災害としては受けるもので、今の先生方のお話が我々が今言っているのは災害という定義に入るかはちょっと微妙なところはあるんですけど、影響を与えるほうなのかなという気もしないではないですが。

○松下委員 プロジェクトが誘発する災害等是有り得るという。

○上條 僕、意見言っていていいですか。

○作本主査 どうぞ。

○上條 例えば道路事業でもよく安全はどうなんだと指摘されて、信号をつくりますとか、こういう構造物を入れますとやりますよね。だけど例えば大雨なんか生じることがあるわけです。あと暴風雨が起きたりとか。余りそこまで委員会の中で議論したことがないような、僕も全部出ているわけではないけれど、あまり分けられない。

ある想定の中でも、プロジェクトが起こす影響の中で災害とプロジェクト影響の中に何らかの相関があるというのですか。もし事故というのが結果だとすれば、その説明変数としてプロジェクト影響もあれば災害もあるのでしょうか。そこに何らかの関係が生じる場合もあるのだろうとは思いますが。

アセスメントをどこまでの範囲で設定しますかという最初の課題設定になるべきだと思いますけれども、ただ災害まで設定しておいたほうがいいという事案もあるのではないかという気がしますね。場所によっては。

○松本委員 別の意味で、それは本当に自然関係の影響とか、社会関係の影響で網羅

されるのか、災害で網羅されるのかって難しいところですけど。フエだったかな、ちょっと忘れちゃったけど、どこかで都市開発の事業で、それって結構排水が問題になって、つまりその開発によってそこは実は災害リスクが高まると。つまり洪水のリスクが高まるという議論をしたことがあるんですよ。

これも例えば、だからちゃんと排水を整備しなきゃいけないという通常の議論もできれば、災害のリスクが高まるという議論もできるので、多分何か整理の仕方、どこまでを通常の、今、上條さんの話もありましたけれども、通常の影響評価の中なのか、それともやっぱり災害という項目を立てることによって意識的にちゃんと排除できるのかという整理は、今の議論でもそうですけど必要なような気がします。

○二宮委員 すみません。基本的に都市化していったインフラができていて、コンクリートで覆われる部分が大きくなってくると、都内でもいろいろありますけど都市災害というのが起きてくるので、それはやっぱり不確定要素なので、もちろんできるだけ情報を集めて整理することは可能だと思いますけど、事前の対応はなかなか難しいだろうと思いますね。我々だって東京で生活していて、いろいろ突発的なことが起きて戸惑っているわけですから。そこを援助する前の環境社会配慮の段階で網羅的にやるというのはちょっと苦しい感じがしないでもないの。

やっぱり私は、さっき上條さんがおっしゃったことには私も基本的に同意なんですけれども、災害も含む事故といいますか、災害は一つの事故を引き起こす要因というふうに捉えて、その結果、事故というのはいつでもどこでも、先進国でも途上国でも起きる可能性があるんで、それをミチゲートするというか、緩和するためにももちろん技術的な面を確認対応するということは大事なことなんでしょうけど、ここの私の2番の回答には運用も含むということだから、それだったらそれでいいんですけど、やっぱり環境管理計画の中でもいいんですけど、どういうふうにこういう事態が起きたときに、それをハード面だけじゃなくてソフト面で体制を整えておくのかということをも求めていくということが重要になるのだと思います。ただ、それをどこまで年々歳々それがちゃんと機能しているのかを確認するかというとそれは非常に難しい面もあるので運用面も含んで確認・対応策を検討する必要があるのだと思います。

東電だってリスク管理が機能していると思ってたけど、原発事故が起きてみたらしていなかったことが分かったということがあるので、難しいと思いますけど、ソフトとハードというすみ分けで担保していくということは大事だと思うし、そこはだから技術面からという、技術面の中に運用も含むということだけれども、もう少し明確に言ってもいいかなという気がしたんですね。そこは判断ですけども。

○田中委員 2番の、今、二宮委員がおっしゃられたリスクを軽減というのは、つまりその施設の中、発電所であつたり処理施設の中の流出リスクを軽減するという、そういう運用面のリスクマネジメントが必要だということですね。このご質問のコメントの主旨は。

○二宮委員 2番ですか。そういう意味です。

○田中委員 今おっしゃられた運用面、つまり技術面だけでなく運用面の、つまりソフトなマネジメントも必要だというのは、発生源の側に立ったときにそれが周辺環境や周辺の自然に対して、こういう有害物が流出するようなリスクを軽減する対策を考えるべきではないか、ということでしょうか。

○二宮委員 考えるのは相手国が考えるんだろと思いますがけれども、考えているかどうかを確認するという。だからこの裏側に書いてある事故の対応というのは、災害も含めて充当されるといいますか。それでこの書き方でいうと、それは当事者が考えることなのだというふうに読めちゃうんだけど、当事者に考える能力があるかどうかということがあるので、しかも継続的にその体制を整えていく能力があるかどうかということもあるので、そこを支援することもこのガイドラインの役割の一つではないかというふうに考えています。

○田中委員 わかりました。理解できたんですが、ということですか。結局、施設あるいは工事によること、あるいは施設の存在が供用されること、それが事故につながる、事故のリスクを高める。場合によっては災害、実際はそれは自然的なものだから直接は関係しないかもしれないけれども、しかし自然災害をより拡大したり、自然災害による被害をより拡大したり、あるいはその可能性を高めるといえることがある。だから単に事故だけ考えればいいということじゃないということがあると思うんですね。だから事故と災害を分けて、災害は自然系のもので事故は人為的なものだから、ここは事故だけ考えますというのではなくて、一見、直接関係ないと思われる自然災害も実は施設が存在したり、あるいは施設の工事を行うことがその災害被害の影響をより拡大させる可能性、あるいは事例が十分あり得るということだと思うんですよ。

○作本主査 一番卑近なのは、火力発電所の設置やったらCO₂ ……

○田中委員 ああ、そうそう、それは非常にわかりやすい話ですね。

○作本主査 この物差し使ったら今度答えられなくなっちゃいますけれども。可能性としては残しておくんでしょうね。つながるから。

○田中委員 温暖化影響。気候変動ね。

○作本主査 温暖化の影響もまさにこのあたりですね、自然災害とか起こるわけですから。このところでは特にFAQがないので、どのような形での全体会議に何かつながっていただくような。どのページを。やっぱり最後の運用方針になりますでしょうか。そしたらこの運用方針のこの部分についての文言を最後に時間かけていただくようにしますか。全体会議もやっぱり何か形を残していったほうがよろしいんじゃないかと思うんですね。こういう意見があった、議論が。

○宮崎 範囲はある意味、決めの問題のようなところもあると思いますので、事務局側はこの8ページの一番下にあるような枠で提示をしたけれども、ワーキンググループにおいては、その事故と災害というのは、自然災害というものは施設そのものがそう

いったものを引き起こす可能性があるので分けるべきではないという提言をいただいたという形もあり得るのかなと思います。

○作本主査 そういう平行の形でよろしいと思いますよね。それもよろしいと思います。白黒つける必要性ってないので。

○宮崎 我々もいただいた提言をそのまま全部受け入れたほうがいいのか、一応、分けておいたほうがいいのかという、今ちょっとその判断がちょっと私自身もできかねる状況でして。

○作本主査 そこは急ぐ必要は私はないと思います。

○田中委員 先ほど松本委員がおっしゃられたのは、例えばこのスライド5ページのところに環境社会配慮の項目があって、大気、水、この中に事故というのがあるんですね。災害はないんだけど、事故の赤点、災害するかどうかわかりませんが、あるいは災害を含むとかいうようにするかわかりませんが、災害に対する影響、つまり人間の健康と安全というところにつながるわけです。

そういうことからすれば、むしろそういう項目をより積極的に入れることで、災害につながるリスクとか、あるいはより配慮された取り組み、対策を考えたほうがいいんじゃないか。つまり項目を積極的に置いたほうがいいんじゃないか、という確か意見だったと思うんですね。

そうすることがむしろ意識づけになるんじゃないでしょうか。それは新しい提言だと思うんです。だから今回ガイドラインの改定までいかなくても、運用としてそういうことを考えていきますというのは、一步を踏み出すことになるんじゃないかなと思います。

○作本主査 実際、JICAさんも自然災害関連のプロジェクト増えているわけですね。そういう意味では、今までの対象範囲が変わってきているのかもしれないですね。

○宮崎 自然災害を目的としたプロジェクトは、それは究極の目的だからよろしいんですが、その他のプロジェクトでそれをどこまで勘案するか。しかも環境社会配慮の観点でどこまで検討すべきかという点で、やはり決めの問題である程度枠をはめておかなければいけないところなのかなという気もしております。

○加治 多分、実際のところは結構ケースバイケースなケースもあるのかなと思って。一番私も考えていて、わかりやすいなと思ったのは地盤沈下。地下水くみ上げ過ぎて、地盤沈下が災害かわからないですけど、それを起こすのは災害と考えたら、因果関係は結構はっきりするものはもちろん今までも環境社会配慮で考慮はしてきていますし、先ほどダムケースも、そこでもう技術的に因果関係がかなりはっきりしたというのであれば、多分それも環境社会配慮でまた含まれるべきものだと思うので、どういうのを今幾つか列記したりすることは難しいのかなという気はしますけれども。

○上條 また1点、意見言っていていいですか。すみません、また上條ですけども、私のイメージとしては、プロジェクト影響はアセスの対象にするわけですね。だけどそ

のプロジェクト影響によっては、災害があることによってプロジェクト影響が大きくなってしまふ事例はきっとあるのだろーと思います。そういうものがきっと対象になってきて、ある影響の緩和策を書くときに、例えば災害のことも想定したときのこともちょっと書くとか、というような記載があるのかなという気がしました。

今またちょっと僕が思ったのは、河川の話も出ましたけど、例えば河川構造物で堰を入れたとしますよね、この間、魚のお話を聞いてきた事例ですけど、例えば洪水時になってしまふと、そういう堰があると自然条件に比べるとすごい流量が強くなってしまふて、魚とかが全然移動できなくなるとか、そういうことを聞いたんですけど。あと洗掘が進んでしまふとか。プロジェクトがなかったときだって洗掘が進むのかもしれないけど、あることによってより進んでしまふだとか。だから、そういうものがある程度想定されるものはやりましょうという感じになるのかなという気がしました。

○谷本委員　ちょっといいですか。また私の持論なんですけどね。自然災害はあくまで自然災害によって、プロジェクトは開発行為が影響を何らかの形で受ける。そのための防止策を講じる。

もう一つ、事故というところは、私が聞いたように人為的ですねというのは、例えば道路をつくりました、交通事故が残念ながら増えますというそれに対して対応を、歩道橋をとかですよね。じゃ、事故というのは本当に人為的なものですよということに限定していくと、先ほど来出てきた新たな、誘発される災害というのがやっぱり必ず出てくると思いますね。地盤沈下もそうだと思います。本当に低湿地で地下鉄つくれば、トンネルつくれば、必ず地下水遮断しますから、どこかで湛水の被害が大きくなるとかあると思います。

ですから誘発される災害、いわゆるカテゴリー的には自然災害だと呼ばれるようなものが、自然現象として一般的には捉えられるようなものもこれはあると思うんですね。これは事故の範囲にはならない。あくまでやっぱり災害だと。ですから湛水がそうでしょう、浸水もそうでしょう。あるいは風の向きが変わるとか、日照権の問題があるとか、そういうようなものもありますから、ここのところ少し、いわゆる言葉尻を捉えるようですけども、自然災害だけですというあれじゃなくて、やっぱり開発行為に伴う自然災害、人によっては人為災害だという人もいますけれども。これはやっぱりぜひ運用方針のところで加味していただきたいと思いますね。

先ほどのダムの誘発地震も当然よく言われる、松本委員の指摘のとおりで、パキスタンのタルベラのダムは世銀がつくりましたけど、ものすごい地震が発生しているわけですね。ですから、そういうふうなところがやっぱりあると思いますので、そこはやはりきちんと書いていただきたい。事故とはまた違うカテゴリーだということですね。

○作本主査　誘発される部分がありますね。強い条件なのか弱い条件なのかいろいろあるでしょうけれども、ございますね。その領域があるということは、ぜひJICAさん

のスタンスになるかどうかわかりませんが、認識していただいて、そのようなことをちょっとメモって伝えていただければ。

○田中委員 比較的その場合に、一時的というか、直線的な影響というか、恐らく間接的にはいろんなことが絡まって災害が起きるんでしょうね。もちろんだから人為的なものよりも自然災害が多いと思うんです。しかしその影響がより深刻化したり拡大したり範囲が広がったり、あるいは発生そのもののリスクが高まったりというのは、そのプロジェクトがあることで、あるいは行われたことで、そういうものにつながる。割とそこがある意味、一義的な影響というか、因果関係が見えるような形なので、それはぜひ評価していただきたい。直接的影響とか何か、間接的影響にという議論はあったんですが、それが非常に間接的なものであれば、これは因果関係が複雑なので、難しいなと思いますけれども。

○作本主査 条件でなったのか、偶然重なったのか。片っ方は7割か8割の条件つくったのかどうか、そこは難しいですよ。ただそういうかかわりの、誘発するという形で自然災害をもたらして被害を起こすきっかけになるというところは一つ押さえておいたほうがいいのかもしれないですね。恐らくこれからの課題というか、テーマにもなるんでしょうから。JICAさんがそれを白と黒と立場を決めるということはまだ難しい、それはわかっていますので、そういう領域をこれから、自然災害多発していますので起こり得るということもありますよね。

○田中委員 したがって、今日いただいた資料、事前配付の6ページですよ。この環境影響評価とはというので定義がある。これはこのとおりでいいですよ。次ですよ。地震等の災害やプロジェクトが与えるこれこれとは異なることから、環境影響評価の対象外とみなす。このことですね。これはちょっと違和感がありますよね。

この二つ目の真ん中のはプロジェクトが周辺に与える影響のことを言っていると思いますが、自然災害現象にもプロジェクトが与える可能性がある、与えることがあると。そういう場合はやっぱり影響評価の対象になるんじゃないでしょうか。

但し書きの3番目は、むしろプロジェクトが災害によってどういう被害の、あるいは耐久性を求められるかという話ですか。つまり災害によるところのプロジェクト自身の、これでいえば耐えうるものと書いてあるんですが、そういうことですね。これは技術的な側面が、あるいはさっきの話があったようなソフトなマネジメントの側面で、プロジェクトが二次災害というか、二次被害を起こさないようにしたほうがいいですね。そういう必要がありますね。

○作本主査 JICAがもし全体会議に今の部分で、事故、災害のところで出すとすれば、どの番号のページになりますでしょうか。6ページも多少みなすという確かに、そういうことだとは思いますが、もし何か材料とか素材として議論をして、こういう立場、理解いろいろありましたよということでご紹介いただけるほうが、また別の人からゼロから始めるよりはありがたいですね。

完全な統一を見る必要は私はないと思うんですけど、ただこういう意見がいろいろ出ましたよと。考え方が多様ですというようなことでよろしいかと思うんですが。もし全体会議出されるとすれば、例えば何番とか、全部出すことはないでしょうし。

○柿岡 そうですね。これまでは特にこのワーキンググループの資料を全てお見せするということは、PPPF/Sでは一部あったかと思いますが、それ以外は基本的にはワーキンググループでの結果を中心にご議論をさせていただいているかと思います。

○作本主査 あるいは例えばこのページの8をそのまま転用するとかというか、これを修正して全体会議にかけるとか、そういうことがあれば我々も、例えばページ8の文言にはちょっと注意しなければいけないかと思うんですが。今まで意見がいろいろありましたという単なる併記でというようなことならばそれでも。ただそれだけではわかりづらいですね。

○柿岡 今のところは主要な提言という形で、簡単に事故と災害というのは割り切れるものじゃなく、そのように誘発するものもあるということを主要な提言に入れるべきかと考えております。

○作本主査 例えばこの運用方針が出て、そういうのは言い切れないんじゃないかというような形の 何かをつけるという感じの、そういうイメージと理解してよろしいですか。いかがですか、皆さん。いろんな委員から違う意見もありましたよという説明書きになるかと思いますが。今この自然災害のところでは8ページを前提にそのような資料で出た意見を下に書き足していただけるということで理解してよろしいですか。

○田中委員 8ページというのは、これは。

○作本主査 さっきの自然災害のところ。あるいはこの表の印象もちょっと強いんですけどね、イメージが。

○松下委員 6ページの考え方の整理が今日の議論としては重要になっているので。

○作本主査 むしろこっちのほうですか。

○松下委員 ええ、JICAが出された原案に対して、特に第2パラグラフについて、災害は環境影響評価の対象外とみなすというふうにしていますが、この委員会のほうからはプロジェクトが自然災害を誘発する場合もあるということをだいた指摘されましたので、そのことを少し、6番をいわば一つの考え方の整理として出して、その結果としてJICAの運用方針が出てくるんだと思うんですね。

○作本主査 いかがでしょう。6ページも重要なんじゃないかということなんですけど、6と8なんですね。6と8、2枚ぐらいを出してもらったほうがいいですね、そういう意味では。8だけだと余り図式化されていて。

○田中委員 JICAで、あるいは助言委員会で、こうした災害のことの扱いですよ。例えばスコーピング段階のマトリックスに、こういう項目が入る可能性がある。事業の特性によってそういうことを考えてもよろしいでしょう。そういうふうの方針転換

するかですね。

今まで災害という項目はなかったですね。事故という項目はありましたけど。実際このチェックリストというか、マトリックスの表を見るとないわけです、今まで。だからそういうところも一応射程を広げるか、検討範囲を広げるか。それは大きな一歩じゃないでしょうか。

○作本主査 今のも直ちにお答えというんじゃなくて、マトリックスに入れて検討材料にまで項目として扱うかどうかという意見も出たというようなことで指摘していただいて、みんなで考える機会にさせていただくということによろしいですかね、田中委員。どうぞ、二宮委員。

○二宮委員 確認していいですか。JICAさんがここでおっしゃっている、おっしゃっているというよりも助言委員会で出たからここに取り上げているんだと思うんですけど、災害という言葉は、読んでみると天災を考えておられるんですね。

天災はこれは防ぐことはできないので、災害の中に例えば人災といいますか、例えば火災みたいに失火で火が出てくるということも一つの災害だと捉える。それは火が出ないようにするということではできるんだと思うんですけども、8ページのところに例えば地震等の災害防止の主体といいますけど、地震は防止できないので、地震が起きてプロジェクトによってつくられた構造物が何らかの影響を受ける。結果としてその構造物があることで何かのネガティブな結果が出てくるということですから、災害は原因、繰り返しになりますけど、であって、やっぱりプロジェクトが与える影響というのは、その災害によるか、何か別の理由によるかわからないけど、プロジェクトがあることで何かネガティブな結果が起きるということですから、結局スコーピングの項目の中に結果的には含まれることになるのかなって、そこに戻ってきちゃうんですけど、感じます。いずれにしても、分ける、あるいはマトリックスの中に災害を入れるとしても、地震を防止するための議論なんかできないわけですから、事故と災害ということで言葉のすみ分けみたいなのをやっぱり考えていただく必要があるかなと思います。そうしないと、そこがクリアじゃないのに、災害をマトリックスに入れても議論のしようがないんだろうと思います。

○松本委員 そこは繰り返しになりますが、要するにダムというのはプロジェクトが災害をつくるので、例外かもしれないですが逆のベクトルであると。ただ運用の見直しの中で、例えばダムのチェックリストの中には地質への影響ってあるわけですね、地質構造に対して。こういう現在の自然環境の部分で言われていることの中に、その自然環境の改変が災害リスクを高めるとかというものを含んで読み取るということになれば、少し緩やかなガイドラインの運用の仕方によって対応は可能になるということかなと。

そうすれば地盤沈下や、あるいは土砂崩れの恐れなんかについても、一応この自然環境の中にはチェックリスト上含まれていますので、やはりその自然環境の項目を

運用上それが結果的に災害につながるとか、リスクを高めるということも含めて確認をするような形にすれば、具体的な運用の見直しというレベルの中で対応は可能なのかなという気はしました。

○二宮委員 そうだと思います。それをきちっと概念をすみ分けるということですね。こういう意味で言っているんですよということですね。そうすることでより分かりやすくなると思います。地球温暖化の議論なんかにもつながってくることだと思いますが、雨量が急激に多くなるというようなことも人為がどこかでかかわっているわけで。

○作本主査 そういう意味ではこの言葉の使い分けというんでしょうか、そのあたり。希望があったというか、そんなことを次のときに宿題で送ってくればよろしいかと思うんですが。よろしいですか。そういうふうなことを注記していただくことで。

○田中委員 さっきも言ったように、プロジェクトが存在することで、ダムの例でいけば、それによってリスクも増加させるわけです。実際ダムがあることが地震を引き起こしているかどうかわからないけど、地震が起きやすくなったりするわけですね。だから主因ではないんだけど、そういうものが惹起、つまりリスクを高めることで病気になるように地震が多発しがちになると。ちょっとした揺れでも非常に振幅が大きくなって、大きな地震になる。

それからもう一つはさっきの洪水の例でも、ダムの例でもそうですが、影響がより受けやすくなるというか、被害の拡大、範囲が広がりやすくなる、そのことによって被害の程度が深刻になる、そういうことがありますね。水害がより深刻になる。水害そのものはそれは大雨が降ることだからまさにそれは自然災害なんだけど、しかしそのことによって非常に水位が急上昇してオーバーアップしやすくなるということですよ。そういうのをどこでやるか。

しかし、それもプロジェクトが持つ影響で、そのことを排除しないほうがいいというのが一つの結論だと思うんですよ、ワーキングの。それは環境影響か社会影響かわかりませんが、いずれにしてもそこに入れたほうがいい。そのときに項目で入れたほうが、そういう項目をつくったほうがいいのか、あるいは一番穏当なのは、それこそ地象とか水象とかいうのがある、地形とか地質とかあるので、そうしたときにプロジェクトの特性に応じてそういう評価をしていく。そのことを合意しておくということじゃないかなと思うんですね。

確かにこれ、ガイドラインをずっと見ていましたら、後ろのほうにチェックリストという項目があって、例えばダムのところ、41ページのところですが、地形・地質のところ、プロジェクトで計画周辺の地形・地質構造が大規模に改変されるかというのがチェックの時点であるんですよ。だから地質構造が大規模に改変されて、このことがさらに一歩進めば地震の誘発につながると、そういうことに多分なるんでしょうね。

○松本委員 それは先ほど私が言ったのはまさにそのことなんで、それはこれ以外の

項目の土砂災害のリスクを高めそうな項目もあるんですね。項目としては自然改変の書き方なんだけれども、その改変は恐らくちょっとした雨で災害を増やすだろうとか。そういうようなことは読み取れるので、多分そのポイントなのかなというところはありますよね。

○作本主査 定義といっても容易じゃないですね、これね。自然災害か事故かという言葉を使い分ければといっても、例えば今の田中委員からご紹介あったのはまさに因果関係が濃い、薄いも含めて、あるなしのところなんですけど。次の二つ目の後半に言われたのは、むしろ影響の度合いまで大きい影響を与えるか、小さい影響を与えるかになってくる。これもまたまさに温暖化に、火力発電所に全部かかってくるので難しいですけど。ただ、もうそういうことを考えなきゃいけない。地球環境も一緒に考えなきゃいけないですけども、いけないことかもしれませんね。

どうでしょう、最後、どのようにこれをまとめて全体会議に出していただくかということで、先ほどJICA案にプラスしているんなコメントが出たよということ、用語整理ということを書いていたんですが。

○田中委員 火力発電所の例で、火力発電所がCO₂を出すのは温暖化の要因になるからということですよ。確かにそういう因果はあるんですが、実は地球温暖化そのものからすればCO₂は世界中で出ているので、火力発電所が出している量が直ちに温暖化、非常に微小であるけれども、しかし影響あることは間違いのないということですね。ところがダムとか、あるいは堤防、河川構造物のような、地域にとって非常に大きな影響をもたらす直接的な要因になるわけです。それは多分違うと思うんですよ。というふうに感じました。

○作本主査 まさに地域にとってというのは。だから地球環境いいのかなとなるとちょっと私もわからないんですけど。全体的な影響か個別的な地域への影響、直接の影響かってある。

○松下委員 大きく分ければプロジェクトによって誘発される事故であるとか自然災害という側面と、それから事故や自然災害が起きたときに、それに対応するいわゆる対応力、レジリエンス、それがどの程度プロジェクトによって変わるか。プロジェクトがあることによってレジリエンスが向上される場合もあるし、より低下するといえますか、被害が大きくなる場合もあると。だからそういう整理はできるんですね。

誘発する場合も直接的に誘発、地域に特定された現象がある場合もあるし、それからもう少し間接的に、いろんな地球環境全体を通じて間接的に洪水が起こったり、自然災害を拡大することになる場合があると。そういう整理ですね。

○二宮委員 今の整理わかりやすかったですよ。

○田中委員 8ページのこのスライドはやや一面的だと思うんですよ。

○作本主査 そうですね。この書き方ね。

○田中委員 今、でも松下委員がおっしゃられるように、事故が起きたときにレジリ

エンスのほうの側ですよ。今回の東電の福島事故というのは、レジリエンスの力が弱かったわけですね。つまり津波が来たときに、津波を防御し得る原子力発電所の装置がなくて、あるいは足りなくて、原子力発電所事故に誘発したわけですよ。そこまで今回の環境影響評価というのは、そのレジリエンス力のようなところまで評価の対象にするかどうかというのはありますね。

○松下委員 それはその時々、まさにどの程度評価できるかという予測の手法の精度であるとか、情報がどれくらいあるかということに依存すると思いますが、全ては予測できないですね。いろいろ事例を積み重ねることによって、こういう事故が起こった場合はこういう対応が必要かつ有効であることが一般化されてきているとすると、それにもかかわらず対応されていなかったということであれば責任が問われますね。過去に幾つか事例があって、わかっていたにもかかわらずしなかったというような場合ですね。

○作本主査 事例事例の積み重ねの中から、経験則わかっていなきやいけないよと。

○松本委員 確かに変な話、単に議論のためのあれですけども。よく災害防止のための援助のときには、例えば何年洪水に対応できるようにみたいなのをかなりしっかり調査するんですけど、ほかのプロジェクトをつくるときに何年洪水が起きたら大丈夫なのという議論は余りしないんですよ。だからそういう意味では確かに、今の松下委員の整理の仕方というのはその両方をちゃんと対応しなきやいけないんじゃないのと。災害対策のプロジェクトのときにはちゃんとやるのに、普通のプロジェクトのときには災害リスクを高めても余りそれを配慮しないみたいな。議論のための議論であれですけど。

○作本主査 今の松下委員のご意見の整理、よろしくお願いいたします。

○柿岡 事務局で一案を作成し、また確認のお願いを差し上げたいと思います。

○作本主査 じゃ、その整理方法は、よろしいでしょうか。いろいろ時間うまく進められずに申しわけありません。

今の三つ目のこのテーマ、これでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

じゃ、申しわけありませんが、事務局の方、今のようない見をつけ加えた形で、どのスライドを残すかと、あわせてまた私のほうにモデルを送っていただければ、それを委員の方にお送りするということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃ、これについての議論はこれで終わりにさせていただいて、今後のスケジュールだけもう一回ちょっと確認してください。

○柿岡 直近としては1月の全体会合ですけども、今後のメール審議での確認状況に応じて、もし間に合いそうであれば1月を目指しますし、難しいようであれば2月ということで、それまでにまとめていくということになるかと思います。引き続きご協力いただければと思っております。

○作本主査 わかりました。ありがとうございます。

それじゃ、これで終わりにします。ご苦労さまでした。

午後3時45分閉会